

記入上の注意事項

項目	注意事項
受験資格	・各試験区分における、受験資格として必要となる民間企業等における職務内容及び経験年数は、受験案内に記載しています。受験申込にあたっては、必ず受験案内を参照のうえ、自身の職務経験が受験資格を満たしているか、確認してください。
職務経験	・民間企業等における職務経験は、会社員、団体職員、公務員、自営業者等で、常勤の職員(※)として就業した期間を通算して計算します。 ※常勤の職員とは、フルタイムの正規職員又は当該事業所におけるフルタイムの正規職員と過当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業している職員のことをいいます。 ・受験資格への該当の有無を問わず、上記の「常勤の職員」に該当する職務経験はすべて記入してください(これに該当しないパートタイマー・アルバイト等や無職の期間は記入不要です)。記入すべき内容は記入例を参考としてください。
職務経験の期間	期間の考え方は次のとおりです。 就職した日(起算日)の翌月同日の「前日」をもって「1か月」と数えます。 ※翌月同日に当たる日が存在しない(6月31日、2月30日など)場合は、その翌日 (例1) 3月1日に就職 3月31日(4月1日の前日)で1か月 4月30日(5月1日の前日)で2か月 8月31日(9月1日の前日)で6か月 2月28日(3月1日の前日)で1年(うるう年の場合は2月29日で1年) (例2) 3月16日に就職 4月15日(4月16日の前日)で1か月 5月15日(5月16日の前日)で2か月 9月15日(9月16日の前日)で6か月 3月15日(3月16日の前日)で1年 (例3) 5月31日に就職 6月30日(6月31日が無いので、その翌日である7月1日の前日)で1か月 7月30日(7月31日の前日)で2か月 11月30日(11月31日が無いので、その翌日である12月1日の前日)で6か月 5月30日(5月31日の前日)で1年 職務経験が複数の場合は通算することができます。ただし、通算できる職務経験は、1年以上継続して、受験資格に関連する職務に従事した期間とします。なお、同一企業内で、受験資格に関連する職務に従事した期間が複数ある場合は、通算することができます。 (例)〇〇社 在職期間 R2年4月1日～R5年3月20日(2年11か月) うちR2年4月1日～R3年3月10日まで受験資格に関連する職務に従事 R3年3月11日～R4年3月31日まで受験資格に関連しない職務に従事 R4年4月1日～R5年3月20日まで受験資格に関連する職務に従事 →R2年4月1日～R3年2月28日までの11か月とR4年4月1日～R5年2月28日までの11か月間の合計の1年10か月が〇〇社での受験資格に関連する職務の従事期間となります。
休暇・休業・休職等	休暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、受験資格に関連する職務経験に通算できません。 なお、期間の考え方は、職務経験と同様です。 (例)●●社 在職期間 R4年4月1日～R6年3月31日(2年0か月) すべての期間で、受験資格に関連する職務に従事 うち、R5年2月20日～R6年3月10日まで育児休業 →R5年2月20日～R6年2月19日までの1年0か月が育児休業の期間となります。 このため、2年0か月から1年0か月を除いた、1年0か月が●●社での受験資格に関連する職務の従事期間となります。

記入例

職 務 経 歴 書

試験の種類	試験区分	受験番号 ※記入不要	ふりがな	年齢 (申込時)
民間企業等職務経験者試験			氏 名	歳

【最終学歴】

試験区分をリストから選択する

種類	☐ 中学 ☐ 高校 ☐ 高専 ☐ 短大 ☒ 大学 ☐ 大学院 ☐ 専門学校等
期間	H 21 年 4 月 ~ H 25 年 3 月 元号は平成Hまたは令和Rを選択する
学部・学科 (学校名は記入しない)	〇〇学部〇〇学科
区分	☒ 卒業 ☐ 卒業見込 ☐ 中退 ☐ その他

【職務経験】

⑤受験資格に関連する職務経験の合計期間を記入する

受験資格に関連する 職務経験の通算 (⑤の計)	5 年 9 か月	※大卒・大学院卒の方は5年以上、短大・高専・高校卒の方は7年以上、 それ以外の方は10年以上の試験区分の業務に関連する職務経験が必要
----------------------------	----------	---

※「正規」または「正規以外で勤務時間が正規職員と同じ」に該当する職務経験はすべて記入してください（無職の期間は記入不要）
なお、①～④は必ず記入し、⑤～⑩は該当する場合のみ記入してください

■現在または直前の勤務先	①名称	株〇〇	②所在地都道府県	〇〇県
③雇用形態	記入例A ☒ 正規 ☐ 正規以外で勤務時間が正規職員と同じ ⑥の5年3か月から⑩の11か月を除いた期間			
④在職期間	R 3 年 4 月 1 日 ~ R 8 年 7 月 20 日	5 年 3 か月	⑤受験資格に関連する職務 経験 ※⑥+⑧-⑩	4 年 4 か月
⑥ ④の内、受験資格に関連 する職務に従事した期間	R 3 年 4 月 1 日 ~ R 8 年 7 月 20 日	5 年 3 か月	⑦役職 職務内容 業績等	〇〇長として、〇〇の業務に従事 し、〇〇の成果を上げた。
⑧ ④の内、受験資格に関連 する職務に従事した期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日	⑨役職 職務内容 業績等	受験資格に関連する職務であることが分 かるように記入する
⑩ ④の内、休暇・休業・休 職等の期間	R 4 年 12 月 1 日 ~ R 5 年 12 月 20 日	0 年 11 か月	⑪理由	育児休業のため

■その前の勤務先	①名称	(株) △△	②所在地都道府県	△△県
③雇用形態	記入例B ☒ 正規 ☐ 正規以外で勤務時間が正規職員と同じ			
④在職期間	H 29 年 4 月 1 日 ~ R 3 年 3 月 31 日	4 年 0 か月	⑤受験資格に関連する職務 経験 ※⑥+⑧-⑩	1 年 5 か月
⑥ ④の内、受験資格に関連 する職務に従事した期間	H 29 年 4 月 1 日 ~ H 29 年 10 月 15 日	0 年 6 か月	H 29 年 4 月 1 日 ~ H 29 年 9 月 30 日 で6か月となり、端数の日数は切り捨てる	従事
⑧ ④の内、受験資格に関連 する職務に従事した期間	H 30 年 4 月 1 日 ~ H 31 年 3 月 15 日	0 年 11 か月	H 30 年 4 月 1 日 ~ H 31 年 2 月 28 日 で11か月となり、端数の日数は切り捨てる	従事
⑩ ④の内、休暇・休業・休 職等の期間	年 月 日 ~ 年 月 日	年 月 日	受験資格に関連する職務が6か月と11か月に分かれ、 それぞれ1年に満たないが、同一企業内での受験資格 に関連する職務の従事期間は通算可	

【職務経験】

■その前の勤務先	①名称	□□(株)		②所在地都道府県	□□県、××府
③雇用形態	☒ 正規 ☐ 正規以外で勤務時間が正規職員と同じ				
④在職期間	H 27 年 4 月 1 日 ～ H 29 年 3 月 31 日	2 年 0 か月	⑤受験資格に関連する職務 経験 ※⑥+⑧-⑩	年 か月	
⑥ ④の内、受験資格に関連 する職務に従事した期間	年 月 日 ～ 年 月 日		⑦役職		
⑧ ④の内、受験資格に関連 する職務に従事した期間	年 月 日 ～ 年 月 日	受験資格に関連する職務に従事した期間がない場合は、 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪は記入不要			
⑩ ④の内、休暇・休業・休 職等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 か月	⑪理由		

■その前の勤務先	①名称	(株)★★		②所在地都道府県	★★府
③雇用形態	☒ 正規 ☐ 正規以外で勤務時間が正規職員と同じ				
④在職期間	H 25 年 4 月 1 日 ～ H 26 年 3 月 31 日	1 年 0 か月	⑤受験資格に関連する職務 経験 ※⑥+⑧-⑩	年 か月	
⑥ ④の内、受験資格に関連 する職務に従事した期間	H 25 年 4 月 1 日 ～ H 25 年 12 月 31 日	0 年 9 か月	⑦役職 職務内容 業績等	○○長として、○○の業務に従事 し、○○の成果を上げた。	
⑧ ④の内、受験資格に関連 する職務に従事した期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 か月	⑨役職 職務 業績	在職期間は1年0か月あるが、受験資格に関 連する職務に従事した期間が9か月しかない ため、受験資格の職務経験に通算できない	
⑩ ④の内、休暇・休業・休 職等の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 か月	⑪理由		

※職歴について、勤務先の証明は不要ですが、記載内容に虚偽がないようにしてください。

※職務経歴書は、受験資格の確認の他、第2次試験においても使用します。

※記入欄が足りない場合は、続紙(様式第1 その1-3)に記入してください。

【記入例 A】

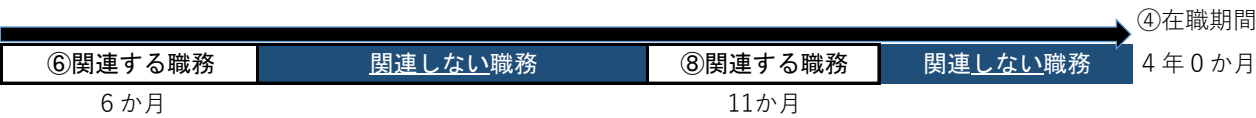
- ・ 受験申込日時点（令和 8 年 7 月 2 0 日）で在職中
- ・ 在職中の 5 年 3 か月、すべての期間で正規職員として従事
- ・ 在職中の 5 年 3 か月、すべての期間で受験資格に関連する職務に従事
- ・ 在職期間中に育児休業を 11 か月取得



⇒④在職期間、⑥受験資格に関連する職務期間、⑦役職 職務内容 業績等、⑩休業・休職等の期間、⑪理由を記入する。
⑤受験資格に関連する職務経験は、④ 5 年 3 か月から⑩11 か月を除く、4 年 4 か月となる。

【記入例 B】

- ・ 在職中の 4 年 0 か月、すべての期間で正規職員として従事
- ・ 在職中に受験資格に関連しない職務に従事した期間があり、関連する職務に従事した期間が複数ある



⇒④在職期間、⑥⑧受験資格に関連する職務期間、⑦⑨役職 職務内容 業績等を記入する。
(受験資格に関連しない職務期間は記入しない)
⑤受験資格に関連する職務経験は、⑥の 6 か月と⑧の 11 か月の計、1 年 5 か月となる。

【記入例 C】

- ・ 在職中の 2 年 0 か月、すべての期間で正規職員として従事したが、受験資格に関連する職務に従事した期間なし



⇒④在職期間を記入する。
受験資格に関連する職務経験はないので、⑤は記入しない。

【記入例 D】

- ・ 在職中の 1 年 0 か月、すべての期間で正規職員として従事
- ・ 在職中の 1 年 0 か月のうち、受験資格に関連する職務に 9 か月従事



⇒④在職期間、⑥受験資格に関連する職務期間、⑦役職 職務内容 業績等を記入する。
受験資格に関連する職務経験は 1 年に満たないので、⑤は記入しない。

【参考】Q&A

No	Q	A
1	受験資格である、民間企業等における職務経験とは何ですか。	会社員、公務員、自営業者等で常勤の職員(※)として就業していたことをいいます。 (※)常勤の職員とは、フルタイムの正規職員又は当該事業所におけるフルタイムの正規職員と過当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業している職員のことをいいます。
2	職務経歴書には、これまでのすべての職務経験を記入するのですか。	受験資格への該当の有無を問わず、上記、A1の「常勤の職員」に該当する職務経験はすべて記入してください(これに該当しないパートタイマー・アルバイト等や無職の期間は記入不要です)。
3	現在、在職中の場合、職務経歴書の在職期間の終期はどのように記入するのですか。	在職期間の終期は、受験申込日時点の日付を記入してください。
4	派遣社員ですが、同じ派遣元から6か月ごとに別の会社に派遣され、どちらの事業所においても常勤で勤務していました。この場合、派遣元が同じ会社なので職務経験として通算することができますか。	派遣社員等の場合、派遣先事業所(実際の勤務先)が異なる期間については別々の職務経験として捉えます。このケースでは、一つの派遣先での在職期間が1年未満のため、職務経験として通算することはできません。
5	雇用契約の更新を繰り返す契約社員ですが、職務経験はそれぞれの雇用契約ごとに考えるのですか。	更新の前後で次の①～③をすべて満たす場合は、更新前の期間と更新後の期間を一つの職務経験として捉えることができます。 ①雇用契約の更新前と更新後で、勤務する事業所(実際の勤務先)に変更がない。 ②雇用契約の更新前と更新後で、職務内容に変更がない。 ③更新前の在職期間の最終日と更新後の在職期間の初日との間に1日も空白期間がない。
6	契約社員等で、当初の雇用期間は6か月でしたが、契約更新によりさらに6か月勤務しました。どちらも常勤で勤務しましたが、この期間を職務経験として通算することはできますか。	上記、A5の①～③をすべて満たしていれば、更新前と更新後の期間を一つの職務経験として捉えますので、このケースでの在職期間は、6か月+6か月=1年0か月を職務経験として通算することができます。 ただし、①～③のいずれか一つでも該当しない場合は、雇用契約ごとに別々の職務経験として捉えます。このケースでは6か月の職務経験が二つあるとして捉え、それぞれ1年未満であることから、職務経験として通算することはできません。
7	パートタイマーやアルバイト等の期間についても、職務経験として通算することができますか。	一般的には、パートタイマーやアルバイトと呼ばれる雇用形態はフルタイムの正規社員よりも所定労働時間が短く「常勤」に該当しないため、職務経験として通算できません。ただし、雇用形態の名称を問わず、当該事業所におけるフルタイムの正規社員と過当たりの勤務時間が同じ勤務形態で同一の勤務先に1年以上継続して就業していれば、職務経験に通算することができます。
8	自営業等の期間についても、職務経験として通算することができますか。	自営業等の個人事業主であっても、「常勤で1年以上継続して就業」と同等の勤務実態があれば通算することができます。 なお、最終合格後、職歴証明書の代替として、事業を営んでいたことを証明できる書類(納税証明書や青色申告書等)を提出していただきます。
9	現在の職場では係長職として勤務していますが、役職者として採用されますか。	本試験は役職者を採用する試験ではありません。役職者としてではなく、採用時の職名は「主事、技師、係」又は「主任」として採用されます。
10	採用の時期は、令和9年4月1日でしょうか。	原則令和9年4月1日ですが、職種の欠員状況等によっては、令和8年度途中から採用される場合もあります。その際は、個別に調整させていただきます。